

一般社団法人 s h e l f 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 s h e l f と称する。英文では、shelf Association と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、独自の表現で舞台芸術文化の発展に寄与することおよび演劇を「個人と社会の相克を描き、検証するシステム」として捉え、演劇の持つ集団創作という特徴的な創造プロセスを通して、現代社会の孕む問題とその可能性を検証することを目的とし、その目的に資するため、下記（1）乃至（7）の事業を行う。

- (1) 舞台公演の企画、制作、運営及びコンサルティング
- (2) 他団体の公演、企画等への出演及び参加
- (3) 俳優、演出家等の演劇の創造に関する人材の育成及び支援
- (4) 文化及び芸術に関する書籍、印刷物その他物品及びデジタルコンテンツの企画、制作、販売、出版及び輸出入
- (5) コミュニケーションや表現に関するワークショップ、イベント等の企画、制作及び運営
- (6) 演劇に関する国際交流事業並びに地域文化への貢献及び交流を目的とする事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人に以下の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、2か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 退社したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事1名以上（うち1名を代表理事とする）

- 2 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 3 理事が1名の場合には当該理事を代表理事とする。2名以上いる場合には、社員総会の決議によってこれを定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務、権限、責任)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(競業及び利益相反取引の制限)

第21条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(理事の報告義務)

第22条 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員に報告しなければならない。

(解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配禁止)

第27条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 解 散

(解散の事由)

第28条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 一般法人法第261条第1項の解散命令又は第268条の規定の解散の訴えによる解散を命ずる裁判

(残余財産)

第29条 当法人が解散し、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 矢野靖人

設立時代表理事 東京都世田谷区桜上水三丁目9番6号スペースサクラ102

矢野靖人

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都世田谷区桜上水三丁目9番6号スペースサクラ102

設立時社員 矢野靖人

東京都世田谷区桜上水三丁目9番6号スペースサクラ102

設立時社員 矢野優子

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人shelfの設立に際し、設立時社員矢野靖人、矢野優子の代理人である司法書士鬼島大輔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年3月27日

設立時社員 矢野靖人

設立時社員 矢野優子

上記定款作成代理人

東京都練馬区春日町六丁目2番3号

(平松司法書士事務所内)

鬼島大輔